

奥比叡参詣自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条

当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関する契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。

ただし、この約款に定めない事項については、法令の規定又は、一般の慣習によるものとする。

(1) 奥比叡参詣自動車道

(滋賀県大津市坂本本町4220番地から滋賀県大津市仰木四丁目字御所4059番2まで)

(供用期間等)

第2条

自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）及び自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は次のとおりとする。

供 用 期 間	供 用 時 間
3月 1日～11月30日	7時 ～ 23時
12月 1日～ 2月 末日	9時 ～ 19時

(1) 上記供用期間及び供用時間について臨時に変更するときは、料金徴収所に掲示する。

(2) 比叡山延暦寺において特別の行事が行われるときは、早朝より営業することがあります。

(使用料金)

第3条

自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条

使用券の種類は次のとおりとする。

- 1) 普通通行券
- 2) 回数通行券

(使用料金の收受等)

第5条

使用料金は、あらかじめ特約のある場合を除き、最後の使用料金徴収所通過の時に收受する。

- 2 自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、最初に通過する料金徴収所において通行券の交付を受け、最後に通過する料金徴収所において、当該通行券を渡して使用料金を支払わなければならない。
- 3 当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して使用する者は、最初に通過する料金徴収所において通行券の交付を受け、最後に通過する料金徴収所において当該通行券を渡し、両社の自動車道の使用料金をあわせて支払わなければならない。
- 4 第4条に定める回数券を所持する者は、使用区間に相当する券片を引渡すことにより、使用料金の支払に代えることができる。
- 5 当社は、使用者が災害その他の事故により、その使用を中断されたときは、使用料金を收受しない。

ただし、使用が中断された原因について責任のある使用者に対しては、この限りでない。

(通行券の所持等)

第6条

使用者は、前条第2項及び第3項の規定により、交付を受けた通行券を使用料金の支払いをするときまで常に所持し、当社の係員から請求があったときは、これを掲示し、検札を受けなければならない。

- 2 使用者が、検札を受けるとき及び使用料金支払の際、通行券の紛失があきらかなときは、当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して全区間往復使用したものとみなして使用料金を收受する。

(自動車道の不正使用等)

第7条

使用者が自動車道を不正に使用したとき、又は第5条第2項及び第3項の規定により交付を受けた通行券を使用料金の支払をするときまで常に所持し、当社の係員から請求があったときは、これを掲示し、検札を受けなければならないことを拒んだときは、当社は、当社の自動車道及び比叡山自動車道株式会社の自動車道を接続して全区間往復したものとみなした使用料金のほかに、その額に相当する額を割増料金として収受する。

2 使用者が、自動車道の使用料金を不当に免れたときは、当社はその者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増料金として収受する。

3 回数券の発売を受けた者が、これを不正に使用したとき又は不正に使用させたときは、その者から券面表示の区間の使用料金額に、使用済券片数に乗じた額の2倍に相当する額を割増料金として収受する。

この場合において、当社はその者に対して以後回数券の使用を停止することがある。

(回数券の払い戻し)

第8条

未使用でかつ通用期間内の回数券について払戻しの請求があったときは、当該回数券を発売した金額から券面表示の区間の使用料金額に使用済券片数を乗じた金額を控除した残額を払い戻す。

この場合において、回数券1冊につき100円の手数料を収受する。

(係員の指示)

第9条

使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条

当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。
- (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合。
- (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。

- (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
- (6) 国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合。

2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条

当社は、自動車道の使用により、使用者の生命身体又は財産に損害を与えた場合は、これを賠償する。

2 前項の場合において当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退去した時に終わる。

3 第1項の規定は、次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。

- (1) 使用者の故意又は過失。
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。
- (3) 盗難その他第三者による危害。
- (4) 天災地変その他の不可抗力。

(使用者の責任)

第12条

自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品販売等の禁止)

第13条

使用者は、当社の許可を受けないで自動車道又はこれに付属する設備において物品の販売、若しくは配布又は宣伝、その他これに類する行為をしてはならない。

保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車について保安上の供用制限は次による

1. 自動車の寸法及び重量（積荷を含む）

長 さ 12メートル以下

幅 2.5メートル以下

高 さ 3.8メートル以下

総重量 20トン以下

2. 最高速度

40km/時

3. キャタピラ付自動車その他自動車道を損傷するおそれのある 構造等を有する自動車